

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たたき台）を設定した考え方・理由を記載	<p>サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。  <b>他団体と差異のある要件について赤文字下線にて記載</b>                      類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、<b>青文字下線にて記載</b>                      一文に複数要件が記載しており、他のセルの要件と紐づく場合（当該セルの要件紐づくとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載</p>							<p>サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。</p>		
1.3. 失権者管理												
1.3.1.	法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定により選挙権を失った者について、名簿登録前・登録後にかかわらず、氏名、生年月日、住所、本籍、事由、登録日を管理（登録・修正・削除）できること。	法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定に基づき、選挙権を失った者を登録する。名簿登録前・登録後の制約を設ける必要はないと判断し、どちらの登録も可能とする。罰名、復権予定日については、選挙人名簿管理システムにおいては機械情報であり、管理の必要性はないと判断し、管理対象外とした。	§1 名簿調製システム（7）公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・ <b>選挙人名簿の登録の有無および住民登録の消除の如何にかかわらず、失権者の氏名、性別、生年月日、住所、本籍、失権期間を管理できるものとする</b> ・ <b>禁錮以上の刑について、最大6月までの重懲刑とそれ以外の刑の別名、刑期、金額、裁量所名を管理でき、刑の始期と刑期から復権予定日を自動計算できるものとする</b> ・公選法11条4項、5項、同11条の2、同252条による選挙権および被選挙権の停止期間について管理できるものとする ・個人照会画面および各種帳票で失権者であることが確認できるものとする <ヒアリング結果より> 「・選挙人名簿の登録の有無および住民登録の消除の如何にかかわらず」とあるが、実際として削除するタイミングはいつか。 →4ヶ月後の抹消時に削除される。	既決犯罪通知書に記載された日付けを入力する ・ <b>拘留期間も含めた失権となる期間を登録できること。</b> 西暦、和暦両方で入力ができること。 No.8 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録ができること。また、更新後に異動確認票を出力できること。 No.9 法11条適用該当者を登録後に画面で照会できること。 No.10 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報、郵便投票証明書発行情報）の管理ができること。 <ヒアリング結果より> 異動確認票を確認し、市から転出している有権者について、転出先に通知を送付する。また保管も行っている。保管期間は永年としている。異動確認票は異動一覧表である。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.8 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録ができること。また、更新後に異動確認票を出力できること。 No.9 法11条適用該当者を登録後に画面で照会できること。 No.10 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報、郵便投票証明書発行情報）の管理ができること。 <ヒアリング結果より> 異動確認票を確認し、市から転出している有権者について、転出先に通知を送付する。また保管も行っている。保管期間は永年としている。異動確認票は異動一覧表である。	業務機能要件書>11条該当者管理 No.8 失権者の登録ができること。 No.9 法11条適用該当者を登録後に画面で照会できること。 No.10 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報、郵便投票証明書発行情報）の管理ができること。 <ヒアリング結果より> 異動確認票を確認し、市から転出している有権者について、転出先に通知を送付する。また保管も行っている。保管期間は永年としている。異動確認票は異動一覧表である。	<ヒアリング結果より> 月例処理のタイミングでは欠格者の一覧の作成は実施していない。 失権者の個別の管理はエクセルファイルによる管理を実施している。エクセルファイルの情報を基に定時登録時に失権者の登録を除く形で実施している。 （C入力機能として実装されている）	12.失権者管理 No.1 法11条適用該当者等を対象に、失権者として管理できること。 No.2 失権者が <b>新入した場合に、選挙人名簿へ登録される前に失権者として管理することができると。</b>	定時登録管理>条該当者管理 No.8 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録・修正ができること。 No.1004 失権者登録の際、失権事由を条項号・内容まで表示されたメニューから選択できること。（又は別に確認できること。）	JDOA05 名簿管理>11条該当者登録 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録を行います。また、更新後に異動確認票を出力します。 No.80 11条該当者の事由、11条該当登録日、復権予定日を管理できること。 No.81 <b>選出日の管理ができること。</b> No.82 <b>選挙人名簿の登録要件を満たす前に失権者管理に登録した者は、選挙人名簿の登録要件を満たした後も登録させない扱いとする設定ができること（名簿非登録設定による制御）。</b>	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者管理 No.80 11条該当者の事由、11条該当登録日、復権予定日を管理できること。 No.81 <b>選出日の管理ができること。</b> No.82 <b>選挙人名簿の登録要件を満たす前に失権者管理に登録した者は、選挙人名簿の登録要件を満たした後も登録させない扱いとする設定ができること（名簿非登録設定による制御）。</b>	
1.3.2.	名簿抄本の作成時に、失権者の印字について有無、有の場合の表示方法（見え消し線、備考記載等）、無の場合の表示方法（空白、行詰め等）を選択できること。 また、印字する場合、転出した者について、その旨を名簿に表示できること。	失権者の印字有無、その表記方法について、団体ごとに差異があり、標準化する方針であるが、現段階では、任意に選択可能な要件としている。	§1 名簿調製システム（7）公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・ <b>選挙人名簿抄本に失権者であることがわかる任意の表示</b> をできるものとする	名簿登録後に、法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定により選挙権を失った、若しくは本市より転出した場合に、その旨を名簿に表示できること。 ※既決犯罪通知書に記載された日付けを入力する。 名簿抄本の作成時に、印字の有無を選択できること。 失権者が新たに転入してきた場合は、選挙人名簿に登録されないこと。 ※以前住民票があった者で、失権者に該当するケースを想定。 ※名簿に表示されない対応でも可とする。	帳票を確認	業務機能要件書>11条該当者管理 No.10 法11条適用該当者は、選挙人名簿に印刷あり又は印字なし(空白)にするかを選択できること。 No.11 入場券は発行不要分(法11条適用該当者など)について、印刷しないことを選択できること。	12.失権者管理 No.3 失権者は、入場券の発行対象外として扱われること。	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでない判断する登録者（DV、11条該当）もしくは項目を非表示にして印刷できること。	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者管理 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでない判断する登録者（DV、11条該当）もしくは項目を非表示にして印刷できること。			
1.3.3.	失権者として登録された者の転出が確定した場合、令1条の3通知を出力できること。	業務の標準化、帳票の標準化の観点から、令1条3通知をシステム出力することとする。	§1 名簿調製システム（7）公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・失権者として登録している者が他市区町村に転出した場合、公職選挙法施行令第1条にもつづ通知を出力できるものとする ・本籍地市区町村において閉期終了確認の照会文書および回答用文書を出力できるものとする	公職選挙法第11条の該当者一覧および令1条通知の人も欄に記載された内容を一覧に表示できること。	<ヒアリング結果より> 令1条の3通知の出力機能はないため、ワードで作成している。	<ヒアリング結果より> システムに機能は搭載されていない。	12.失権者管理 No.8 失権者が転出した場合に、転出先市区町村宛に失権者異動通知を出力できること。 No.9 <b>失権者異動通知の発送者一覧を出力できること。</b>	（要見）定時登録管理>選挙資格管理 成年被後見人 No.1 <b>失権者に係る居住地への通知文書の印刷ができること。失権者には、国籍喪失・死亡となった者を全て含むこと。</b>	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者異動通知(令1条)出力 No.86 失権者が転出確定した際、転出先市区町村へ通知を出力できること。	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者異動通知(令1条)出力 No.86 失権者が転出確定した際、転出先市区町村へ通知を出力できること。		
1.3.4	失権者一覧を出力できること。該当者の名も欄に記載された内容を一覧に表示できること。 また、失権者で住民異動が発生した者について異動一覧を出力できること。	紙出力後の選挙人名簿への失権者の記載反映チェック等の業務を想定し失権者一覧の出力が必要と判断した。但し、ワーキングの検討において、画面表示のみでの対応が可成りであること、確認を行い、要件変更となる可能性がある。	§1 名簿調製システム（7）公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・登録済みの失権者で、 <b>内容を修正した者について、法決起案用の法決起番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする</b> ・失権者として新規に登録した者について、法決起案用の法決起番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする ・失権者一覧を出力でき、必要に応じてExcelなどで2次加工が可能な形式のデータ出力も可能であるものとする ・ <b>指定期間内の失権者の異動一覧を出力できるものとする</b> <ヒアリング結果より> 失権者一覧の二次加工可能なデータの使用用途はどのようなものか。 →資格異動の通知作成の依頼分の起票等に使用している。	公職選挙法第11条の該当者一覧および令1条通知を出力できること。 該当者の名も欄に記載された内容を一覧に表示できること。	帳票に存在する。	選挙人異動>失権者一覧 No.92 失権者を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び転出時通知日が確認できること。 No.93 失権者一覧の絞り込み条件として、通常表示、 <b>死に者表示又は転出者表示</b> を選択できること。	12.失権者管理 No.5 失権者一覧表を出力できること。 No.7 <b>失権者を対象に、住記異動の一覧を出力できること。</b>	帳票あり。	JDBA07 名簿管理>11条異動者一覧出力 <b>11条該当者で住記異動が発生した者を対象に、11条異動者一覧の出力を行います。</b> No.83 11条該当者を画面上に一覧表示。また一覧表を出力できること。出力の際は、プリンタ、CSVファイルを選択できること。 No.84 11条該当者を画面上に一覧表示する際は、登録日、復権予定日、カネ氏名で表示のソートができること。 <b>転出後4ヶ月を経過している者は登録日欄を黄色表示し、復権予定日を経過している者は復権予定日欄を赤色表示して、確認が必要な者を判別しやすいよう表示できること。</b>	選挙(通常選挙)>随時帳票発行>帳票発行 >随時帳票発行(通常選挙) No.3-12 期間指定で以下の各種帳票が出力できる。 <b>11条異動者一覧(11条該当者で住記異動が発生した者の一覧を作成できる。)</b> 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-22 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 ※国、県レベルの登録のみ作成		
復権処理	失権者の復権処理を行えること。 復権者の一覧を出力できること。	復権事由についての通知を受けた後、失権者登録者の復権処理を行う。 復権者の犯歴については、失権者の罪刑を管理しない方針としたことから、管理不要と判断した。	§1 名簿調製システム（7）公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・復権処理を行った者について、法決起案用の法決起番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする ・復権者についても、履歴として犯歴を管理できるものとする				12.失権者管理 No.4 失権者の復権処理ができること。		選挙人名簿の登録>失権者管理>復権管理 No.85 新規登録の際、11条復権予定日を名簿管理システムが自動で計算できること。 また、この復権予定日を過ぎても自動で失権情報を削除しないこと、これにより意図せずに復権が行われにくい対応できていること。			



【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
1.4. 名簿抄本作成													
1.4.1.	名簿抄本作成	名簿抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、ソート条件（投票区順・行政区順・町丁目名順・世帯主氏名の五十音順等）について任意の設定ができること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。（2021/5/11追加）	公職選挙法第20条、施行規則第一号様式に基づき、名簿抄本を作成する。 帳票様式については、標準化を行う方針であるが、ソート条件については、利用団体毎に差異があるため、任意の設定ができる方針とする。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定可能なものとする ・万一、名簿調製に失敗した場合も再実行できるものとする	名簿抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。	帳票あり	業務機能要件書>定時登録 No.24 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内部用、閲覧用を選択することができ、交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。 「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。	選挙事務>選挙業務>定時登録業務 選挙人名簿抄本作成処理の実行 No.13 定時登録処理の選挙人名簿対象者確定処理にて作成された選挙人名簿情報より、選挙人名簿抄本を作成する。  選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。  ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。	4.定時登録（帳票） No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。	定時登録管理>名簿抄本作成 No.12 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力ができること。  (要望) 定時登録管理>名簿抄本作成 No.1003 <b>男女別の選挙人名簿抄本の印刷</b> もできること。  <ヒアリング結果より> 滑川町では、男女別の抄本は使用していない、調査の際に使用する可能性はある。 抄本印刷時に氏名・性別での並び替えが可能である。 男女別抄本を作成する場合は性別で並び替えて出力する運用を想定している。	JDBA10 名簿管理>選挙人名簿抄本出力 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 <b>表示者である旨、確認</b> できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 <b>抹消者について、抹消線を引く</b> ことができること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>印刷出力順 No.31 名簿番号順又はカナ氏名五十音順での出力ができること。	選挙(通常選挙)>登録処理>帳票発行処理 >永久選挙人名簿作成 No.4-33 選挙資格情報より永久選挙人名簿を出力できる。
1.4.2.		支援対象者の表示／非表示、非表示の場合の表示方法（空白、行詰め等）について任意の設定ができること。	支援対象者の印字有無、その表記方法について、団体ごとに差異があり、標準化する方針であるが、現段階では、任意に選択可能な要件としている。	§1 名簿調製システム (6) DV等被害者管理機能 ・新住基でDV等被害者として処理停止が行われた者について、選挙人名簿抄本および縦覧名簿への表示・非表示を選択できるものとする	DV対象者の表示／非表示について選択できること。	<ヒアリング結果より> 通常の名簿には特段の措置無し 閲覧用の名簿については白枠で出力	<ヒアリング結果より> 空欄で出力される。	<ヒアリング結果より> 特記事項等なし（当日用） 記載をいっている（定時登録時）	4.定時登録（帳票） No.4 縦覧用名簿を出力できること。DV・ストーカー支援対象者は出力抑制ができること。	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでない判断する登録者（DV、11条該当）もしくは項目を非表示にして印刷できること。		選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>DV表示 No.28 DV該当者について、閲覧用の選挙人名簿抄本で非表示の設定ができること。 その場合は該当行を（空白行にする）。「氏名欄に「該当者なし」を表示」、「行詰め」のボタンから選択できること。	
1.4.5.		閲覧用のデータの範囲（投票区・町名・町目）を指定して、電子データの抽出ができること。	公職選挙法第28条の2、3に基づき、閲覧業務を行うため、閲覧対象者の名簿抄本を作成する。 閲覧システムも存在するが、選挙人名簿管理システム側においても簡易な閲覧用データの出力が必要と判断した。	<ヒアリング結果より> 自治体Aでは閲覧システムで対応している。	閲覧用のデータの範囲（投票区・町名・町目）を指定して、電子データ（PDF）を抽出できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>有権者の資格判定 No.19 選挙人名簿抄本がページ単位でP C画面で閲覧でき、かつ失権者等の反映も随時に行われる。（例、ファイル形式はPDFで投票区ごとに1ファイル、1ページ当たり1画面に表示。失権者・DV支援措置対象者の行の表示・非表示は適宜切り替え可等）		選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。  ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。	4.定時登録（帳票） No.4 縦覧用名簿を出力できること。DV・ストーカー支援対象者は出力抑制ができること。	<ヒアリング結果より> 閲覧用は紙出力している。			
1.4.6.		改ページについて任意の設定（投票区、行政区、町目等）ができること。	改ページについて、利用団体毎に差異があるため、任意の設定ができる方針とする。	<ヒアリング結果より> 印刷順序は住居番号、世帯番号の順に設定している。 改ページは複数項目の設定が可能である。	町目が変わる度に改ページされること。（残りの行は余白とする。）  <ヒアリング結果より> 投票区→町コードで改ページを実施	<ヒアリング結果より> 投票区ごと、行政区ごとに地番順で出力している。	<ヒアリング結果より> 行政区ごとに改ページされる。	<ヒアリング結果より> 学名で改ページ	<ヒアリング結果より> 投票区コードでまとめたうえで、行政区のカナ順で出力している。	<ヒアリング結果より> 投票区の区切りで行うが、この他、抄本のソート順に応じて改ページが可能、住所の大字と行政区（町内会）が選択できる。			
1.4.7.	新規登録者、抹消者名簿等出力	新規登録者、抹消者の名簿抄本が一括で出力できること。 名簿抄本は、1.4.1で設定した順にソートされること。	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、抹消者についてのみを確認するため、該当者を抽出した一覧を出力する。 出力レイアウト、出力順、ソート順は名簿抄本の設定と同様の方針とする。	帳票一覧に存在する。	新規登録者・抹消者の名簿抄本が一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。	帳票あり	帳票あり	選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。  ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。  <ヒアリング結果より> 「強制付番入力データ」とは新規登録者全員に実施するものではない。選挙時登録の有無を確認するためのデータである。	4.定時登録（帳票） No.2 新たに名簿に登録された者を対象に、新登録者名簿を出力できること。 No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	定時登録管理>新規登録者名簿作成 No.9 新たに選挙資格の登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力ができること。  定時登録管理>抹消者名簿作成 No.10 選挙資格の抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力ができること。  定時登録管理>抹消者名簿作成 No.1005 <b>死亡、転出者おののけの打出し（名簿：各投票所ごと）機能</b> を有すること。  (要望) 定時登録管理>新規登録者名簿作成 No.1002 各種リストの印刷時に、投票区単位で改頁をする・しないも選択できること。	JDBA02 名簿管理>新規登録者名簿出力 新たに選挙権の一括登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力を行います。  JDBA04 名簿管理>抹消者名簿出力 一括抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力を行います。	選挙資格管理>選挙人登録一覧>新規登録者一覧の作成 No.21 新規に登録した選挙人の一覧を作成できること。  No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-7 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）



【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
2.5. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成												
2.5.1.	基準日登録選挙人名簿抄本 各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、ソート条件（投票区・行政区順・町丁目名順・世帯主氏名の五十音順等）について任意の設定ができること。 改ページについて任意の設定（投票区、行政区、町目等）ができること。 表示者、抹消者、失権者、復権者の表記について任意の設定ができること。	共通要件の「選挙定義」に設定した基準日を基に、選挙時登録における選挙人名簿抄本を作成する機能として定義する。 名簿の出力順、表記設定については、各団体で異なるため任意の設定が可能な要件とした。	§1 名簿調製システム （2）永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定可能なものとする ・万一、名簿調製に失敗した場合も再実行できるものとする	各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。 ※通常のPDFデータに加え、1ページに2ページ分（2UP）表示されたデータを作成すること。（現行システムではバッチ処理で完了が十分であり、2回目のバッチ処理で完了する。）  <ヒアリング結果より> 2UPのデータの選挙人名簿抄本は印刷時間短縮・資源節約のために要件化している。	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>有権者の資格判定 No.42 登録者情報から、有権者の資格判定ができること。また、住民異動情報が確認できること。  選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>復権者管理 No.43 選挙時登録後に復権し、復権した旨を入力した選挙人の情報が他の選挙人と同様に選挙人名簿に記載されること。	選挙時登録>選挙時登録 No.38 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内部用、閲覧用を選択することができ、交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。 「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人名簿・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。  ⑨ 選挙時に住居情報が参照できなかった場合のリスクを考慮し、名寄簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。  選挙時抄本作成処理の実行 No.19 選挙時データ現在日処理の選挙人名簿対象者確定処理にて作成された選挙人情報より、選挙人名簿抄本、名寄簿 投票所案内はがきを作成する。  <選挙人名簿管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー->名簿抄本作成>抄本画面 No.75 出力条件（投票区、自名条丁名）を設定し、抄本を印刷する。 抄本を印刷するプリントの選択を行う。 表示されている選挙人の個人情報を表示する。  <ヒアリング結果より> 名寄簿とは五十音順の名簿である。	6.選挙時登録（帳票） No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。 No.6 縦覧用名簿を出力できること。DV-ストローカ支援対象者は出力抑制ができること。 No.28 選挙人名簿に出力される失権者は、表示欄に一文字で表示できること。 No.29 選挙人名簿の両側に行番号が表示されること。	選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。  選挙時登録管理>印字情報確認リスト作成 No.1017 選挙人名簿抄本・投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力ができること。	JDBA10 名簿管理>選挙人名簿抄本出力 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 表示者である旨、確認できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 抹消者について、抹消線を引くことができること。	選挙(通常選挙)>登録処理>帳票発行処理 >選挙人名簿抄本発行 No.4-28 選挙時登録時に作成した名簿情報より名簿抄本を出力できる。  選挙(通常選挙)>システム管理>管理帳票作成>印字情報確認リスト作成 No.5-11 選挙人名簿抄本・投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力できる。
2.5.3.	新規登録者、抹消者の名簿抄本が一括で出力できること。 名簿抄本は、2.5.1で設定した順にソートされること。	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、抹消者についてのみを確認するため、該当者を抽出した一覧を出力する。 出力レイアウト、出力順、ソート順は名簿抄本の設定と同様の方針とする。	(帳票一覧に存在)	新規登録者・抹消者の名簿抄本が一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。 ※抹消者の名簿抄本は事由別の抹消者一覧が出力できれば可とする。			選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人名簿・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。  ⑨ 選挙時に住居情報が参照できなかった場合のリスクを考慮し、名寄簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。  選挙事務>選挙業務>選挙時登録基準日業務 選挙時登録基準日帳票作成処理の実行 No.26 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.2 新たに名簿に登録された者を対象に、新登録者名簿を出力できること。 No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	選挙時登録管理>帳票出力管理 No.1010 期間指定での登録者名簿、抹消者名簿、訂正者名簿等の帳票出力ができること。  選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。  選挙人名簿異動関連>表示・抹消者一覧 No.1031 各種表示者・抹消者一覧作成ができること。	JDBA02 名簿管理>新規登録者名簿出力 新たに選挙権の一括登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力を行います。  JDBA04 名簿管理>抹消者名簿出力 一括抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力を行います。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-7 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿  No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）	



【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧			
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
2.5.5.	住民異動者一覧等作成	選挙期間中（取上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、日次で出力できること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	選挙期間中の住記異動を捕捉し、正しく選挙人名簿に反映するため、確認用帳票として出力する。 なお、異動者データの連携については、連携要件へ記載するため、当該項目については定義しない。	<ヒアリング結果より> 選挙期間中の住民異動データは日次で住記システムから連携している。帳票は出力可能だが、使用していない。	選挙期間中（取上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、毎日出力できること。異動者データは投票管理システムに対応していること。 ※投票管理システムへのデータ取込は職員または投票管理システム側のSVEが実施する。		選挙時登録>入場整理券作成>入場券作成 No.46 「表示有権者名簿」が出力できること。 No.49 「異動者リスト」が出力できること。 No.51 「転出者リスト」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用画面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。  ⑨ 選挙時に住記情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。  選挙事務>選挙業務>選挙時登録基準日業務 選挙時登録基準日帳票作成処理の実行 No.26 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.31 期間指定により異動者一覧を作成できること。	選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。  選挙人名簿異動関連>住基連動チェック No.1029 住基連動確認用帳票が出力できること。	JDBA16 名簿管理>異動者一覧出力 選挙人で住記異動が発生した者を対象に、異動者一覧の出力を行います。			
3.1. 当日用名簿抄本作成														
3.1.1.	当日用名簿抄本作成 （選挙人名簿抄本（選挙時～投票日前々日締分））	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住民異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本及びデータ（選挙時～投票日前日締分）を投票所毎に作成が行えること。 出力は、任意のタイミング（投票日●日前～前日）で行えること。 選挙別に抄本を管理でき、複数同時選挙が発生した場合にも、対応可能なこと。  名簿抄本の、改ページ条件、ソート条件、表示者、抹消者、失権者、復権者の表記については、2.5.1の設定と同様とすること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	当日投票所にて投票入場券との照会を行うため、投票所において用いる当日用選挙人名簿抄本及びデータを作成する。 標準モデルから大きな変更はなし。出力のタイミングが団体間で異なるため、投票日の●日前から前日までの出力が可能とした。追記を行った。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。当日用抄本は選挙3日前に出力している。	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住民異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本及びデータ（選挙人名簿抄本（選挙時～投票日前日締分））を投票所毎に作成が行えること（各2部）。 選挙別に抄本を管理でき、複数同時選挙が発生した場合にも、対応可能なこと。 データについては、当市投票管理システムに対応のこと。  <ヒアリング結果より> 投票日の前日の投票終了後に出力		選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.55 定時登録後又は前回選挙時登録後に発生した異動者情報(転入・年齢到達)を選挙人名簿に登録できること。 No.56 定時登録後又は前回選挙時登録後に発生した異動者情報(転出者・死亡者)を選挙人名簿から抹消できること。 No.60 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内部用、閲覧用を選択することができる。交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。 「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。  <ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後に出力	<ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後、投票日の前日の投票終了後のどちらも出力	7.選挙前日（帳票） No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。期日前投票や不在者投票の結果等を印刷し、当日投票の可否が容易に判別できること。 No.4 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。  <ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後に出力	選挙時登録管理>当日用選挙人名簿抄本作成 No.17 選挙人データを対象に、選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本の出力ができること。  選挙時登録管理>当日用選挙人名簿抄本作成 No.1007 選挙人データを対象に、選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本の出力ができること。なお、本仕様に関しては、期日前投票：当日投票システムにおいて実現することも可とする。投票日前日の期日前投票終了以降に出力する必要のあること。迅速に出力するための機能を有すること。（共同化参加町村が一斉に印刷を開始する場合にも支障がないこと） No.1009 選挙人でデータを対象に、 <b>転出、死亡等、該当者に対し、期間設定すると棚上げ等の処理ができる機能を有すること。</b>  <ヒアリング結果より> 投票日の前日の投票終了後に出力	JDBA18 名簿管理>当日用選挙人名簿抄本出力 選挙人データを対象に、当日用選挙人名簿抄本の出力を行います。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 <a href="#">表示者である旨、確認できること。</a>  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 <a href="#">抹消者について、抹消線をクリックができること。</a>  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>投票状況 No.26 期日前・不在者投票管理システムから連携することで、選挙期間中の期日前・不在者投票状況を記載できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>異動状況 No.27 取込み済みの住基異動情報から、選挙期間中の住基異動状況を記載できること。			
	索引簿作成	50首順の索引簿、投票区別50首順の索引簿が作成できること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に作成できること。	当日投票管理システムを利用していない団体において、名簿抄本の照会に係る利便性を図るため、実装する方針とした。	<ヒアリング結果より> 索引簿作成なし。			選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.61 「投票区別索引簿」が出力できること。 No.62 「50首順索引簿」が出力できること。		6.選挙時登録（帳票） No.30 選挙人名簿索引簿が出力できること。					選挙(通常選挙) >登録処理>帳票発行処理 >選挙人索引簿作成 No.4-29 各登録時点の50首順選挙人索引簿を出力できる。 No.4-30 各登録時点の投票区別50首順選挙人索引簿を出力できる。
	抹消者一覧出力	(当日用名簿抄本の印刷日が団体によって異なるため) 選挙時～投票日前日までの抹消者のうち、期間指定し抹消者一覧を出力できること。 また、登録者数集計及び選挙時登録時点からの異動者数集計を出力できること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、行政区毎に出力できること。	当日用名簿抄本の印刷時期が団体により異なるため、印刷後～投票日前日の抹消者の一覧、最新の登録者の集計表が必要となる。そのため、当該要件を追加した。				選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.57 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。 No.58 「登録者数調べ」が出力できること。 No.59 「登録者数調べ異動者明細」が出力できること。							

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
7.1. 抄本管理												
7.1.1. 名簿抄本管理	国政選挙、都道府県選挙など複数選挙と同日開催となった場合、抄本を一冊にまとめることができること。 また、有権者ごとに照合欄を表示し、複数選挙のうちどの選挙の投票権を有するのかが目視で判断できること。	投票所での確認等の差異の便宜のため、複数選挙の抄本を一冊にまとめることを可能とする。 また、個々の選挙の投票権を管理する。	§ 1 名簿調製システム 〔2〕 永久選挙人名簿調製機能 ・複数の選挙人名簿を同時に稼働できるものとする （例：統一地方選挙のように登録の移し替え停止期間中に次の名簿調製を行うなど）	国政選挙、都政選挙など複数選挙と同日開催となった場合、抄本を一冊にまとめることができること。 また、有権者ごとに照合欄を表示し、複数選挙のうちどの選挙の投票権を有するのかが目視で判断できること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 同日実施の選挙うち、一部の選挙のみ期日前投票を受け付ける等の対応のため、別で出力している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。7選挙まで同時対応が可能である。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	No.21 <調達後機能一覧> 選挙人名簿 複数選挙を同一選挙日で実施する場合、入場券、抄本等帳票については、統合出力ができること。		投票区割り当て>簿冊情報>簿冊情報 No.127 <a href="#">簿冊の設定について、オンラインから容易に対応できること。また、変更を行う場合も同様に対応できること。</a> 投票区割り当て>抄本番号の管理>抄本番号 No.128 <a href="#">抄本番号は「投票区 - (簿冊番号) ページ番号 - 行番号」で付番され、管理できること。</a>	選挙(通常選挙) >システム管理>管理情報更新>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.5-5 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容設定用ができる。
域内一部選挙対応	【標準オプション想定（複数選挙区保有市町）】 複数選挙区を保有している団体において、市内の一部のみの選挙実施となった場合、一部選挙区のみ抄本作成ができること。	複数選挙区を保有している市町における必要機能として定義する。										